



# しぶや青色

平成24年 新春号 第499号 社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428airo.jp>



（社）渋谷青色申告会 川口 信吾

新年あけましておめでとうございます。  
会員の皆さまにおかれましては、お健やかに新春を迎えられたことと、心よりお慶び申し上げます。

さて、昨年3月11日に発生しました東日本大震災は、地震、津波、原発事故という未曾有の甚大な被害をもたらしました。犠牲になられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災地の一日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。

当会といたしましては、被災地の復興支援のために、義援金募集活動を行い、当会からは九十五万七四三円、四十八会全体で二千六百万円余を、日本赤十字社を通じて被災者のお手元にお届けいたしました。会員の皆さま方の善意とご協力に感謝を申し上げます。ところで、当会を取り巻く環境につきましても種々の課題があります。まず、新規入会者の獲得についてであります。



渋谷税務署長 八本 輝雄

## 新年の「あいさつ」

平成24年の年頭に当たり、社団法人渋谷青色申告会会員の皆様方に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

川口会長をはじめ役員、会員の皆様方には、平素から税務行政に對しまして、深いご理解と多大なるご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年は辰年です。六十干支では二十九番目の壬辰（みずのえたつ）です。

「壬」の字は、草木の内部に新しい種が生まれた状態を表しており、「辰」の字は、草木が盛んに成長し形が整った状態を表しているそうです。

今年は「竜」のように是非、経済が上向き、景気が上昇する年となつて欲しいものであります。

新たに開業された方々や、不動産所得者に対して、青色申告会が提供するサービスを良く理解していただいて、入会に結びつける工夫を、役員一同考えていきたいと思っております。

また、従来からの会員に對しましては、魅力ある会員メリットの充実を図り、その良さを知っていただくとともに、各種のサービスをご利用していただくことによって、退会防止と会財政への寄与につなげて、会勢拡大に取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、新公益法人制度への対応についてであります。かねてより委員会を立ち上げて検討を重ねてきましたが、昨年1月に開催された理事会にて、「一般社団法人」に移行することが承認されました。今年5月に開催される通常総会にて審議を経たうえで、今年中には移行申請をいたしたいと考えております。

まもなく平成23年分の確定申告を迎えます。会報で周知しておりますe-tax（国税電子申告・納税システム）をご利用の際は「住基カード」が必要になります。本人送信によるe-taxの利用拡大に向けて、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、会員の皆様のご事業のご繁栄とご健勝をお祈り申し上げます。新年のごあいさつとさせていただきます。

さて、貴会におかれましては、各種研修会や税務講習会、会員相互の交流事業などを積極的に展開されたほか、「渋谷くみんの広場」での広報活動や青色申告の普及・育成活動をはじめとした社会貢献活動に大変熱心に取組んでいただきまして、誠にありがとうございます。

特にe-taxの普及・拡大につきましては、各支部単位での利用促進を図るための研修会をはじめ、会報による広報など各種施策等を積極的に実施していただき、心から感謝申し上げます。

まもなく平成23年分の所得税及び贈与税等の確定申告を迎えます。本年の確定申告会場は、署内の会場に替えて、世田谷、北沢及び玉川の3税務署と共同の申告会場（ベルサール渋谷ファースト2階）で実施することになりました。

このため、青色コーナーでの青色申告の普及活動、決算指導、早期提出及び期限内の納付の推進など、例年にも増し、皆様方のご協力を賜ることとなりますが、何卒、よろしくお願ひ申し上げます。

結びに当たり、本年が渋谷青色申告会並びに役員、会員の皆様方におかれまして、更なるご発展とご繁栄の年となりますようご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



## 新年の「あいさつ」

東京都渋谷都税事務所長 大久保 哲也

新年明けましておめでとうございます。

社団法人渋谷青色申告会の皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

旧年中、川口会長はじめ役員、会員の皆様より、東京都の税務行政に対して格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。わけても、適正申告の推進、各種講習会の開催や地域社会事業など、貴会の積極的かつ多面的な活動の展開に改めて敬意を表します。

さて、わが国経済は、未曾有の円高と株価低迷の中にあり、首都東京における事業活動につきましても、舵取りが極めて難しい環境におかれてい



## 新年の「あいさつ」

渋谷区長 桑原 敏 武

新年明けましておめでとうございます。

社団法人渋谷青色申告会の皆様におかれましては、ご健勝に新春をお迎えになられたことと心よりお慶び申し上げます。また、旧年中は、川口会長をはじめ、役員の皆様、会員の皆様に、渋谷区政各般にわたり、ご理解・ご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

さて、昨年は、長き景気低迷からの脱却の兆しが見えた春先、大震災により我国経済はその土台から大きく揺さぶられました。また、世界経済の動きが超円高を定着させ、景気の先行き不透明感が増した一年でした。そうした中で、スポーツ界には、女子サッカーワールドカップにおける

るものと拝察します。都としては、首都に集中・集積する人材や情報もつ力を最大限に発揮させることで、わが国の再生を牽引していかねばなりません。このため、都は中小企業への様々な支援をはじめとして、「東京ならではの」成長戦略に総力を挙げて取り組んでおります。

こうした中で、税務行政にあつては、厳しい経済情勢にあるからこそ、税の重みをより深く心に刻みながら、課せられた役割を着実に果たしていかねばならないと考えております。

渋谷都税事務所といたしましては、本年も、適正かつ公平な税務行政の推進に職員一丸となって取り組み、皆様からの信頼の確保と納税者サービスの向上に努めてまいります。

青色申告会の皆様には、本年も変わらぬご支援、ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びに、この新しい年が、貴会そして会員の皆様にとり、更なるご発展、ご繁栄の年となりますよう祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

「なでしこジャパン」の初優勝という一際明るい話題がありました。この快挙は、努力すること、経験から学ぶこと、そして継続することの大切さを教えてくれた素晴らしい出来事であり、みんなに元気を与えてくれました。復興の歩みを進める今だからこそ、夢や希望を抱き、目標に向けてたゆまぬ努力を続ける姿勢が必要であると、改めて感じました。

同じことが、「まちづくり」についても言えます。私が渋谷区長として一貫して持ち続けている思い、それは、「区民が夢と希望を持てるまち」の実現です。そのためには、経験からの学びや努力の継続が不可欠です。震災を経験を活かし、大規模災害に対する備えの強化を急ぐのはもちろんのこと、商工観光振興や少子高齢化対策等、各方面の課題に対する取り組みをさらに進展させ、個人事業者の方の経営基盤構築・安定にも資する「まちづくり」に、これまでと同様、今年も全力を傾注してまいります。

渋谷青色申告会の皆様方には、渋谷区政に対し引き続き熱いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに貴会の益々のご発展と会員の皆様の一層のご活躍、「ご多幸を心からお祈り申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。」

# 決算・確定申告、必要書類等事前準備チェックリスト！！

確認欄

1	昨年(平成22年)・一昨年(21年)の決算書、所得税・消費税確定申告書の控	<input type="checkbox"/>
2	税務署・青色申告会	平成22年分決算書用紙 <input type="checkbox"/>
	から送られた書類等	平成22年分の所得税確定申告書用紙 <input type="checkbox"/>
		平成22年消費税課税事業者の方は平成21年分の消費税確定申告書用紙 <input type="checkbox"/>
3	平成23年分の帳簿・集計表等、複式簿記の方は試算表等 (売上・経費のわかるもの。固定資産税、光熱費等家事按分の必要な方はそれぞれの合計・事業割合) 専従者給与・給与を支給している方は平成23年分一人別徴収簿 【消費税について】 届出書の提出等確認は出来ていますか。 記帳方法は税込経理・税抜き経理どちらですか。 消費税簡易課税の方は、売上の事業区分(第1種から第5種)は出来ていますか。 (事業区分は取引ごとに判断します。例えば他のものから購入した商品を性質・形状を変えないで業者へ販売した場合は第1種・消費者への販売は第2種となります) 消費税本則課税の方は、税区分(課税・不課税・非課税・免税)の上、課税取引金額計算表の記入は出来ていますか。 【会計ソフト利用者について】 会計ソフト利用の方はデータをUSBメモリ等にバックアップのうえ、お持ち下さい。 (マックの方は機器の用意がありませんので、プリントアウトして又はノートパソコンをそのままご持参下さい) なお、23年分確定申告に関しまして会計ソフトでの初期設定等記帳指導期間は既に終了しております。 また、24年分の会計ソフトでの初期設定等指導は4月以降となりますのでご了承下さい。	<input type="checkbox"/>
4	公的年金受給者は平成23年分源泉徴収票(天引き介護保険料等が明記されています)	<input type="checkbox"/>
5	生命保険契約に基づいて支払われる年金がある方は、保険会社・郵便局等が発行する支払い年金額等のお知らせ等が必要で(支払金額・必要経費・源泉徴収税額等が記載)	<input type="checkbox"/>
6	給与収入のある方は平成23年分給与所得の源泉徴収票	<input type="checkbox"/>
7	保険料又は掛金を自分で負担した生命保険契約・生命共済に基づく一時金又は退職金共済契約若しくは退職年金契約に基づき支払われる一時金で退職所得とみなされないものは一時所得として課税。 保険会社・関係機関が発行する計算書が必要(支払金額・既払込保険料(掛金)が記載)	<input type="checkbox"/>
8	医療費控除を受ける方は、本人、生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費の領収書及び高額医療費の戻り・生保等給付補てん額の明細書	<input type="checkbox"/>
9	国民健康保険支払の方は平成23年中に支払った合計額	<input type="checkbox"/>
10	国民年金・国民年金基金等の控除証明書 (国民年金の控除証明書が平成17年から添付を義務づけられました。昨年11月頃、日本年金機構より送付されています。給与源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)	<input type="checkbox"/>
11	介護保険支払の方は平成23年中に支払った合計額(給与源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)	<input type="checkbox"/>
12	小規模企業共済加入者は小規模企業共済等掛金控除証明書	<input type="checkbox"/>
13	生命保険(一般用・個人年金用)給与源泉徴収票に記載されている場合は添付不要	<input type="checkbox"/>
14	地震保険料の控除証明書 給与源泉徴収票に記載されている場合は添付不要	<input type="checkbox"/>
15	寄付金控除の適用下限額が2,000円。特定寄付金の額の合計額をチェック	<input type="checkbox"/>
16	住宅取得控除を受ける方は住宅借入金等特別控除申告書と住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書の添付が必要となります。 23年中に住宅取得された方は一定の要件の確認と各種添付書類の準備が必要です。事前に税務署・青申会事務局へお尋ね下さい	<input type="checkbox"/>
17	配偶者控除・扶養控除対象者のお名前・生年月日・平成23年中の収入等資料 障害者の方は身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等の等級の確認 納税者自身が勤労学生の場合、対象となる専修学校等の範囲が拡大されています。	<input type="checkbox"/>
18	ご印鑑	<input type="checkbox"/>
19	"e-Tax"での申告希望者は、事前の利用開始手続きが必要となります。早急に事務局職員にお尋ね下さい。 住基カード・電子証明書の取得及び開始届出書の提出、税務署から送付された"e-Taxソフト"のインストール、利用者識別番号及び税務署から通知された暗証番号を納税者自身のオリジナルの暗証番号へ変更送信、電子証明書の登録、納税用確認番号の登録等が必要となります。	<input type="checkbox"/>

※土・日来所の方は国民健康保険料等年間支払金額の確認は区役所が休みの為出来ません。  
不明の方は必ず事前に係へ問い合わせるなど準備のうえお越し下さい。

## 平成23年分の決算・確定申告指導のご予約受付中！

★ご予約は事務局へお早めにお電話（3463-7043）

ホームページからもお申込みが出来ます。

★平成23年分所得税の確定申告の申告及び納税期限は3月15日（木）

振替納税の方の口座振替日は4月20日（金）手続き簡単お勧めします

★平成23年分個人事業者の消費税の確定申告の申告及び納税期限は4月2日（月）

振替納税の方の口座振替日は4月25日（水）手続き簡単お勧めします

- .....
1. ご予約の際に、記帳方法（手書き・会計ソフト）、消費税申告の有無（本則・簡易）をお知らせ下さい。
  2. 消費税の受付は2月中までになります。3月に入りますと所得税決算申告が優先されます。  
消費税の申告に関しましては3月19日（月）以降になります。

## ご存知ですか？ “e-Tax”

.....

当会では電子政府実現へ向けて“e-Tax”の周知と利用促進を推進しております。  
開始届出の手続きをされた方には、ただいま初期導入費用を会が助成いたしております。  
ぜひこの機会にあなたも…詳しいことは、事務局職員までおたずね下さい。

## 事務局より会費納入のお願い

★半年以上会費が未納の方は決算・申告の予約日前に納付をお願いいたします

（会費を半年以上未納の方につきましては決算・申告のお手伝いが出来ない場合がありますのでご注意ください）

★当会では3月が会計年度末となっております

平成23年度分（平成23年4月～平成24年3月）の会費納入につきましては、お早めにお支払いただきますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。